Radiata Increase

FP2 級
2023 年 9 月
実技
個人資産相談業務
過去問解説

《本教材にについて》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧いただけます。

《最短最速合格ガイドについて》

・FP試験教材『最短最速合格ガイド』は、毎回試験に出ている問題をまとめスピード合格するための教材です。

・『最短最速合格ガイド』の詳細は下記のページからご覧ください。
https://www.radiata-increase.com/shop

解答にあたっての注意

1.試験問題については、特に指示のない限り、2023 年 4 月 1 日現在 施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被 災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

2.問題は、【第 1 問】から【第 5 問】まであります。

3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》から《問 15》までとなっています。

4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第１問】次の設例に基づいて、下記の各問(《問 1》~《問 3》)に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務するＡさん（48歳）は、会社員の妻Ｂさん（49歳）および大学生の長女Ｃさん（19歳）との３人暮らしである。Ａさんは、大学卒業後、Ｘ社に入社し、現在に至るまで同社に勤務しており、継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。

Ａさんは、最近、公的年金制度について理解したいと考えており、また、確定拠出年金の個人型年金にも興味を持っている。そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

＜Ａさんとその家族に関する資料＞

（1）Ａさん（1974年12月10日生まれ・48歳・会社員）

・公的年金加入歴　：　下図のとおり（65歳までの見込みを含む）

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

・Ｘ社が実施している確定給付企業年金の加入者である。

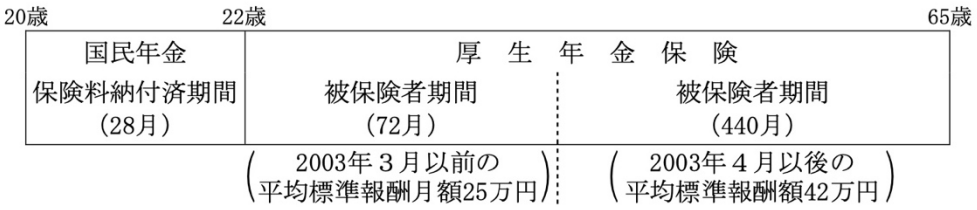

（2）妻Ｂさん（1974年３月20日生まれ・49歳・会社員）

・公的年金加入歴　：　20歳から22歳の大学生であった期間（25月）は国民年金の第１号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間（329月）は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

・勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していない。

（3）長女Ｃさん（2003年11月15日生まれ・19歳・大学生）

・Ａさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※妻Ｂさんおよび長女Ｃさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 A さんが、原則として 65 歳から受給することができる公的年金制度からの老齢給付 について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。計算にあたっては、《設例》の〈A さんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、年金額は 2023 年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

① 老齢基礎年金の年金額

② 老齢厚生年金の年金額

＜資料＞

〇老齢基礎年金の計算式（４分の１免除月数、４分の３免除月数は省略）

$$795,000\text{円}\times\frac{\dfrac{\text{保険料}}{\text{納付済月数}}+\dfrac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}}\times\dfrac{\square}{\square}+\dfrac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}}\times\dfrac{\square}{\square}}{480}$$

〇老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

ⅰ）報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝ⓐ＋ⓑ

ⓐ 2003年３月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額}\times\frac{7.125}{1,000}\times\text{2003年３月以前の被保険者期間の月数}$$

ⓑ 2003年４月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額}\times\frac{5.481}{1,000}\times\text{2003年４月以後の被保険者期間の月数}$$

ⅱ）経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000\text{円}\times\frac{\text{1961年４月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

ⅲ）加給年金額＝397,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【答え】

①『老齢基礎年金の年金額の計算』

●老齢基礎年金の計算方法

満額の年金額 795,000 円×(保険料納付済み期間＋免除期間)÷480 月(40 年×12 ヶ月)

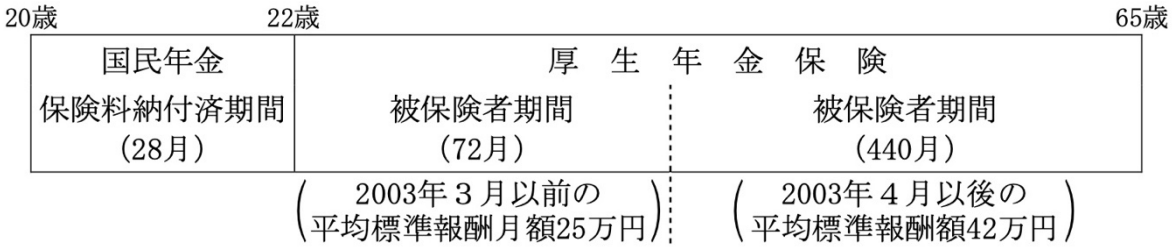

[本問の場合]

老齢基礎年金の計算では、20 歳から 60 歳になるまでの 40 年間(480 月)の全期間保険料を納めれば、65 歳から満額の老齢基礎年金を受給できます。

795,000 円×480 月÷480 月=795,000 円

②『老齢厚生年金額の計算』

資料を参考にまずは報酬比例部分の年金額を求めます。

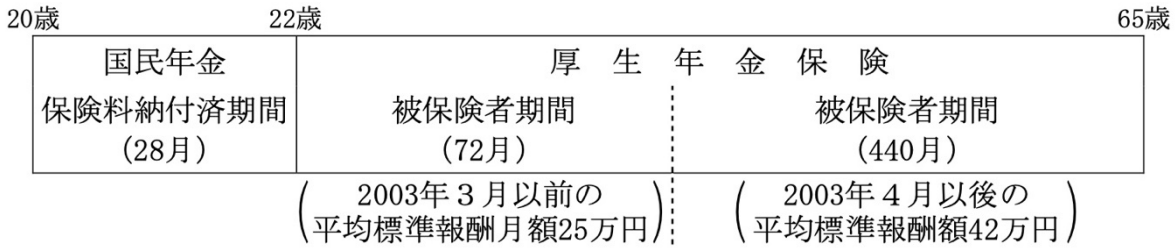

「報酬比例部分の計算方法」

[a]2023 年 3 月以前

平均標準報酬額×7.125/1000×2003 年 3 月以前の被保険者期間の月数

250,000 円×7.125/1000×72 月=128,250 円

[b] 2023 年 4 月以後

平均標準報酬額×5.481/1000×2003 年 4 月以後の被保険者期間の月数

420,000 円×5.481/1000×440 月=1,012888.8 円

[a+b]

128,250 円+1,012888.8 円=1,141,138.8 円

=1,141,139 円(円未満四捨五入)

『経過的加算の計算』

●経過的加算の計算方法
1,657 円×被保険者期間の月数-795,000 円×(1961 年以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数/480)

・被保険者期間の月数は、72 月+440 月=512 月→上限 480 月となります。
・1961 年以後で 20 歳以上 60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数は、60 歳から 65 歳までの 5 年分(60)月を差し引きます。
512 月-60 月=452 月

1,657 円×480 月-795,000×452 月/480 月=46,735 円

『老齢厚生年金の計算』

老齢厚生年金の基本年金額=報酬比例部分+経過的加算
1,141,139 円+46,735 円=1,187,874 円

[加給年金の支給要件]
厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある方が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

妻 B さんは A さんよりも年上のため、A さんが 65 歳到達時にすでに妻 B さんは 65 歳を超えていますので、加給年金の支給対象外です。

したがって正解
① 795,000(円)
② 1,141,139(円)
③ 46,735 (円)
④ 1,187,874 (円)

《問 2》 M さんは、A さんに対して、確定拠出年金の個人型年金(以下、「個人型年金」という)について説明した。M さんが説明した以下の文章の空欄①~④に入る最も適切な 語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入し なさい。

I「A さんおよび妻 B さんは、老後の年金収入を増やす方法として、個人型年金に加入することができます。個人型年金は、加入者の指図により掛金を運用し、その運用結果に基づく給付を受け取る制度であり、拠出できる掛金の限度額は、A さんの場合は年額 144,000 円、妻 B さんの場合は年額(①)円です。加入者が拠出した掛金は、その全額を所得税の(②)として総所得金額等から控除することがで きます」

II「A さんが 60 歳から個人型年金の老齢給付金を受給するためには、通算加入者等期間が(③)年以上なければなりません。なお、A さんの通算加入者等期間が(③)年以上である場合、老齢給付金の受給開始時期を、60 歳から(④)歳になるまでの間で選択することができます」

〈語句群〉
イ.5 ロ.10 ハ.20 ト.240,000 チ.276,000 ル.小規模企業共済等掛金控除
ニ.75 ホ.80 ヘ.85 リ.816,000 ヌ.社会保険料控除
ヲ.生命保険料控除

【答え】

① チ 276,000

設例より、「勤務先は確定拠出年金の企業型年金および他の企業年金を実施していません」と記載があります。

妻 B さんは国民年金の第 2 号被保険者で、会社に企業年金がないので、限度額は年額 276,000 円までとなります。

② ル 小規模企業共済等掛金控除

個人型確定拠出年金の掛金は、全額、小規模企業共済等掛金控除となります。

③ ロ 10

通算の加入期間は、個人型確定拠出年金の老齢給付を 60 歳から受給するためには、通算加入者等期間が 10 年以上なくてはなりません。

④ ニ 75

個人型確定拠出年金は、60歳～75歳までに受給を開始しなければなりません。

《問 3》 M さんは、A さんに対して、公的年金制度等についてアドバイスをした。M さんがアドバイスした次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんが希望すれば、66 歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、A さんが 70 歳で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合、当該年金額の増額率は 24%となります」

②「長女 C さんが、2023 年 11 月以降の大学生である期間について国民年金の学生納付特例の適用を受ける場合、長女 C さん本人に係る所得要件はありますが、A さんおよび妻 B さんに係る所得要件はありません」

③「A さんが確定拠出年金の個人型年金の加入後に死亡した場合において、個人別管理資産があるときは、A さんの遺族は所定の手続により死亡一時金を受け取ることができます。A さんの遺族が受け取る死亡一時金は、所得税と相続税のいずれの課税対象にもなりません」

【答え】
① 不適切×
・繰上げ支給
本来65歳からの年金受給を最長60歳まで繰り上げることができます。
1ヶ月あたり0.4％の減額となり、12ケ月 ×0.4％×最大5年＝24％減額となります。

・繰下げ支給
年金受給を最長75歳まで繰り下げことができます。
1ヶ月あたり0.7％の増額となり、12ケ月 ×0.7％×最大10年＝84％増額となります。

[本問の場合]
A さんが 70 歳で年金の繰下げ支給を申し出た場合は、
5 年×12 月=60 月となります。
増額率は、0.7%×60 月=42%となります。

② 適切〇
本問の通り
学生納付特例制度は、本人の所得が要件となります。
※親や家族の所得要件はありません。

③ 不適切×
個人型確定拠出年金(iDeCo)の死亡一時金は、みなし相続財産として、相続税の課税対象となります。

【第２問】次の設例に基づいて、下記の各問(《問 4》~《問 6》)に答えなさい。

《設　例》

会社員のＡさん（30歳）は、将来に向けた資産形成のため、株式や投資信託に投資したいと考えているが、これまで投資経験がなく、株式や投資信託の銘柄を選ぶ際の判断材料や留意点について知りたいと思っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。Ｍさんは、Ａさんに対して、Ｘ社株式（東京証券取引所上場銘柄）およびＹ投資信託を例として、株式や投資信託に投資する際の留意点等について説明を行うことにした。

＜Ｘ社株式の情報＞

・株価　　：　1,700円　　・発行済株式数　：　5,000万株

・決算期　：　2023年11月30日（木）（次回の配当の権利確定日に該当する）

＜Ｘ社の財務データ＞　（単位：百万円）

	80　期	81　期
資産の部合計	102,000	110,000
負債の部合計	23,000	27,000
純資産の部合計	79,000	83,000
売　上　高	65,000	73,000
営業利益	6,800	7,500
経常利益	6,500	7,000
当期純利益	4,900	5,200
配当金総額	2,400	2,600

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

＜Ｙ投資信託（公募株式投資信託）に関する資料＞

銘柄名	：	エマージング株式ファンド
投資対象地域／資産	：	海外／新興国株式
信託期間	：	無期限
基準価額	：	13,500円（１万口当たり）
決算日	：	年１回（11月15日）
購入時手数料	：	3.3%（税込）
運用管理費用（信託報酬）	：	2.068%（税込）
信託財産留保額	：	0.3%

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》《設例》の〈X 社株式の情報〉および〈X 社の財務データ〉に基づいて算出される次の①、②を求めなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は、表示単位の小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までを解答すること。

① 81 期における ROE(自己資本は 80 期と 81 期の平均を用いる)
② 81 期における配当利回り

【答え】
①
自己資本利益率(ROE)は、自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標でROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。

ROE(%)＝当期純利益÷自己資本(純資産)×100

問題文に「自己資本は80期と81期の平均」を用いることとあります。
80期と81期の自己資本(純資産)の平均=(79,000+83,000)÷2=81,000

81期におけるROE=5,200÷81,000×100=6.419…→6.42%(小数点以下第3位四捨五入)

②
配当利回りは、株価に対し1年間でどれだけの配当を受けることができるかを示した数値で、株価に対して何％の配当を出しているかを示します。

配当利回り＝年間配当金÷発行済株式数÷株価×100

81期における配当利回り= (260,000万円÷5,000万株)÷1,700円×100
=3.058…→3.06%(小数点以下第3位四捨五入)

《問 5》 M さんは、A さんに対して、X 社株式を購入する際の留意点等について説明した。M さんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「X 社株式の PER は 15 倍を下回っています。一般に、PER が低い銘柄ほど株価は割安とされていますが、X 社株式に投資する際は、他の投資指標とあわせて同業他社の数値と比較するなど、多角的な視点で検討することが望まれます」

②「仮に、A さんが特定口座(源泉徴収あり)において、X 社株式を株価 1,700 円で 300 株購入して同年中に株価 1,750 円で全株売却した場合、その他の取引や手数料等を考慮しなければ、売却益 1 万 5,000 円に対して 20.315%相当額が源泉徴収等されます」

③「上場株式の配当を受け取るためには、普通取引の場合、権利確定日の 2 営業日前までに株式を買い付け、権利確定日まで売却せずに保有する必要があります。仮に、A さんが 2023 年 11 月 28 日(火)に X 社株式を普通取引により買い付け、翌営業日の 29 日(水)に売却した場合、X 社株式の次回の配当を受け取ることはできません」

【答え】

① 不適切×

●株価収益率(PER)は、株価が 1 株当たり当期純利益の何倍であるかを示す指標です。PER が低いほど株価が割安と判断します。

PER(倍)＝株価÷1株当たり当期純利益(EPS)

EPS(1株当たり当期純利益)=当期純利益÷発行済株式数

・X 社の PER

1,700 円÷(52 億円÷5,000 万株)=16.34…

本問では、「X 社株式の PER は 15 倍を下回っています。」と説明されていますが、X 社の PER は 16 倍を上回っているので、不適切となります。

② 適切○

特定口座(源泉徴収あり)で生じた利益については、所得税・復興特別所得税と住民税を合わせて、20.315%が源泉徴収されます。

[本問の場合]

株式の売却益=(売却額1,750円−購入額1,700円)×300株=15,000円

この15,000円に対して、20.315%が源泉徴収されます。

③ 不適切×

上場株式等の受渡日(決算日)はお取引日から起算して3営業日目(約定日から2営業日後に決済)となります。

本問の決算期は、202X 年 11 月 30 日(木)ですので、

202X 年 11 月 28 日(火)に購入し、29 日(水)に売却した場合、配当金を受け取りながら、12 月 1 日(金)には引き渡すことができます。

本問では、11月28日(火) 購入した場合、「配当を受け取ることができない」と説明されていますので、不適切となります。

《問 6》 M さんは、A さんに対して、Y 投資信託を購入する際の留意点等について説明した。M さんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「運用管理費用(信託報酬)は、投資信託を保有する投資家が負担する費用です。一般に、アクティブ型投資信託は、パッシブ型投資信託よりも運用管理費用(信託報酬)が高い傾向があります」

②「ドルコスト平均法は、価格が変動する商品を定期的に一定口数購入する方法であり、定期的に一定額購入する方法よりも平均購入単価を引き下げる効果が期待できます」

③「仮に、Y 投資信託から収益分配金が支払われ、分配後の基準価額が A さんの個別元本を上回っていた場合、当該分配金はすべて元本払戻金(特別分配金)となります」

【答え】

① 適切〇

パッシブ運用は、ベンチマークに連動するように設計されていますが、
アクティブ運用は、ベンチマークを上回ることを目指しますので、運用管理費用が高い傾向にあります。

② 不適切×

ドルコスト平均法は、一定金額を定期的に購入することで、平均取得単価を下げる効果があります。

本問では、「一定口数購入する方法」と説明されていますので、不適切となります。

③ 不適切×

分配後の基準価額が個別元本を上回っていた場合、普通分配金となり、
分配後の基準価額が個別元本を下回っていた場合、元本払戻金(特別分配金)となります

【第３問】次の設例に基づいて、下記の各問(《問 7》~《問 9》)に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」という）に勤務する会社員のＡさん（60歳）は、妻Ｂさん（53歳）および長女Ｃさん（21歳）との３人暮らしである。Ａさんは、2023年８月に定年を迎え、Ｘ社から退職金の支給を受けたが、Ｘ社の継続雇用制度を利用して、引き続き同社に勤務している。なお、下記の＜Ａさんの2023年分の収入等に関する資料＞において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Ａさんとその家族に関する資料＞

Ａさん	（60歳）	：	会社員
妻Ｂさん	（53歳）	：	パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。
長女Ｃさん	（21歳）	：	大学生。2023年中の収入はない。

＜Ａさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額　：　900万円

(2) 不動産所得の金額　：　▲40万円（白色申告）

※損失の金額40万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含む。

(3) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金

契約年月	：	2014年７月
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：	Ａさん
死亡給付金受取人	：	妻Ｂさん
解約返戻金額	：	500万円
正味払込保険料	：	430万円

(4) Ｘ社から支給を受けた退職金の額　：　2,450万円

・定年を迎えるまでの勤続期間は36年５カ月である。

・「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

※妻Ｂさんおよび長女Ｃさんは、Ａさんと同居し、生計を一にしている。

※Ａさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 A さんが X 社から受け取った退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄①~④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、A さんは、これ以外に退職手当等の収入はないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈退職所得控除額〉
800 万円+(①)万円×{(②)年−20 年}=(③)万円

〈退職所得の金額〉
(2,450 万円−(③)万円)×□□□=(④)万円

【答え】
[退職所得の計算]
　退職所得＝(収入金額-退職所得控除額)×1/2

[退職所得控除の計算方法]

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

＊勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。
(勤続年数36年5か月なら37年として計算)

退職所得控除額
800万円+70万円×(37年−20年)=1,990万円

退職所得額
(2,450万円-1,990万円)×1/2=230万円

したがって正解は、①70　②37　③1,990　④230

《問 8》A さんの 2023 年分の所得税の課税に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんは不動産所得の金額に損失が生じているため、確定申告をすることによって、純損失の繰越控除の適用を受けることができます」

2「A さんが長女 C さんの国民年金保険料を支払った場合、その支払った保険料は A さんの社会保険料控除の対象となります」

3「A さんが適用を受けることができる配偶者控除および扶養控除の額は、それぞれ 38 万円です」

【答え】

① 不適切×

損益通算をしても赤字のままで損失が出ているもの(=純損失)がある場合、青色申告者はその損失分を翌年以降3年間繰り越し控除ができます。

[本問の場合]

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額　　：　900万円

(2) 不動産所得の金額　　：　▲40万円（白色申告）

※損失の金額40万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含む。

Aさんは、白色申告のため、純損失の繰越控除の適用を受けることができません。また、青色申告者だとしても、不動産所得の損失は、給与所得から控除できるため、純損失は生じません。

② 適切○

社会保険料控除は、本人だけではなく、生計を一にする配偶者や親族のために支払ったものも控除対象となります。

③ 不適切×

●**配偶者控除**…生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用。

控除を受ける納税者本人の合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者（※）
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

●**扶養控除**…扶養親族の合計所得金額が48万円以下である場合、配偶者以外の親族は、一定金額の所得控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で 16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で 19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で 70歳以上	同居親族→58万円 それ以外→48万円

[本問の場合]

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん　（60歳）　：　会社員

妻Bさん　（53歳）　：　パートタイマー。2023年中に給与収入90万円を得ている。

長女Cさん（21歳）　：　大学生。2023年中の収入はない。

・配偶者の給与所得額=給与収入90万円−給与所得控除55万円=35万円となり、合計所得金額900万円以下ですので、38万円の配偶者控除額です。

・扶養控除は、長女Cさんは21歳ですので、特定扶養者として63万円の控除額となります。

本問では、「配偶者控除および扶養控除の額は、それぞれ38万円」と説明されていますので、不適切となります。

《問 9》 A さんの 2023 年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさ い(計算過程の記載は不要)。なお、①の計算上、A さんが所得金額調整控除の適用対 象者に該当している場合、所得金額調整控除額を控除すること。また、〈答〉は万円単位 とすること。

① 総所得金額に算入される給与所得の金額
② 総所得金額

資料＞給与所得控除額

給与収入金額			給与所得控除額
万円超		万円以下	
	～	180	収入金額×40％－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～	360	収入金額×30％＋８万円
360	～	660	収入金額×20％＋44万円
660	～	850	収入金額×10％＋110万円
850	～		195万円

【答え】
・総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

・損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

① 700(万円)
給与収入 900 万円

『所得金額調整控除』
一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するものを言います。

[適用対象](下記のいずれかに該当する場合)
・年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者
・本人が特別障害者に該当する者
・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

[所得金額調整控除額]
{給与等の収入金額(1000 万円超の場合は 1,000 万円)-850 万円}×10%=控除額
・A さんの場合
給与収入 900 万円-850 万円×10%=5 万円

給与所得=給与収入-給与所得控除-所得金額調整控除
=900 万円-195 万円-5 万円
=700 万円

② 680(万円)
●給与所得 700 万円

●不動産所得▲40 万円のうち、土地取得の負債の利子 10 万円は損益通算できません。
40 万円-10 万円=▲30 万円

●一時所得
一時所得=収入額-収入を得るために支出した額-特別控除
=500万円-430万円-50万円
=20万円
一時所得は、総所得金額に算出する際は、1/2が合算対象となります。
総所得金額に算出する一時所得=20万円×1/2=10万円

総所得金額=700万円+▲30万円+10万円=680万円

したがって正解は、
① 700(万円)
② 680(万円)

【第４問】次の設例に基づいて、下記の各問《問 10》~《問 12》に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（55歳）は、５年前に父親の相続（単純承認）により取得した自宅（建物とその敷地である甲土地）および月極駐車場（青空駐車場・乙土地）を所有している。父親が45年前に甲土地とともに購入した建物は老朽化が進んでおり、Ａさんは自宅での生活に不便さを感じている。また、所有する月極駐車場では、その一部に空車が続いている。

Ａさんは、甲土地（自宅）および乙土地（駐車場）を売却し、同じ地域にマンションを購入して移り住むことを考えているが、相続した甲土地および乙土地を売却することに少し後ろめたさを感じている。先日、Ａさんは、不動産会社を通じ、ドラッグストアのＸ社から「甲土地および乙土地に新規出店させていただけませんか。なお、甲土地および乙土地については、Ａさんに建設協力金方式による有効活用をご検討いただきたいと考えています」との提案を受けた。

＜甲土地および乙土地の概要＞

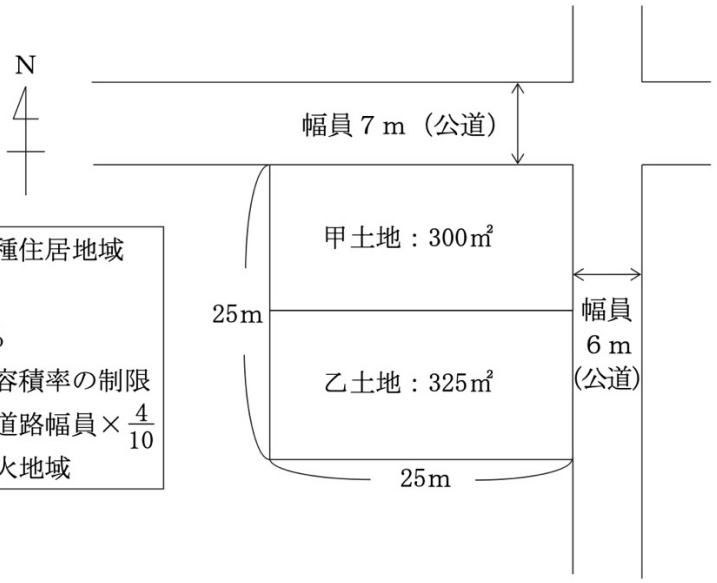

用途地域	：第一種住居地域
指定建蔽率	：60％
指定容積率	：300％
前面道路幅員による容積率の制限	：前面道路幅員×$\frac{4}{10}$
防火規制	：準防火地域

・甲土地、甲土地と乙土地を一体とした土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》甲土地と乙土地を一体とした土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい(計算過程の記載は不要)。

① 建蔽率の上限となる建築面積

② 容積率の上限となる延べ面積

【答え】
①
●建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]
・準防火地域に耐火建築物を立てる場合、プラス 10%緩和されます。
・特定行政庁が指定するが角地、プラス 10%緩和されます。
建蔽率の上限=指定建蔽率 60%+10%+10%=80%

『建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率』
建築面積の上限=625 ㎡(300+320)×80%=500 ㎡

したがって① 建蔽率の上限となる建築面積は500㎡となります。

②

容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

●本問では、道路が7mと6mがあり、広い方を前面道路としますので、7mで前面道路となります。

7m×4/10=280%

指定容積率は300%となりますので、小さい方を限度としますので280%となります。

延べ面積の上限=625㎡×280%=1,750㎡

② 容積率の上限となる延べ面積は、1,750㎡

したがって正解は、①500(㎡) ② 1,750 (㎡)

《問 11》 自宅(建物とその敷地である甲土地)の譲渡および月極駐車場(乙土地)の賃貸借契約に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんがマンションに転居し、その後、居住していない現在の自宅を譲渡する場合、A さんが『居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円の特別控除の特例』の適用を受けるためには、現在の自宅に A さんが居住しなくなった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに譲渡しなければなりません」

②「『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(軽減税率の特例)』の適用を受けるためには、譲渡した年の 1 月 1 日において居住用財産の所有期間が 10 年を超えていなければなりません。A さんが現在の自宅を譲渡する場合、譲渡所得の金額の計算上、相続により取得した現在の自宅の取得時期は相続開始日とされるため、当該特例の適用を受けることはできません」

③「乙土地に係る月極駐車場の賃貸借契約には、借地借家法が適用されるため、当該契約に中途解約に関する条項がある場合であっても、正当な事由がない場合は、貸主である A さんから解約を申し入れることができません」

【答え】

① 適切○

[居住用財産の3,000万円の特別控除]

居住用財産を譲渡(売却)して利益が出た場合、譲渡所得の金額から最高3,000万円の控除を受けることができます。

●主な適用要件

・自己の居住用財産の譲渡であること
・譲渡した相手が親族や同族会社などに譲渡した場合は適用できない。
・居住しなくなった日から3年目の年の12月31日までに譲渡していること
・前年、前々年にこの特例を受けていないこと
・前年、前々年に「特定の居住用財産の買替え特例」「譲渡損失の繰越控除の特例」を受けていないこと(3年に1回可能)

② 不適切×

[居住用財産の軽減税率の特例]

要件を満たしている場合に、居住用財産の3,000万円の特別控除を受けた後で、軽減税率の特例を受けることができます。

●要件

・譲渡した年の1月1日時点で、所有期間が10年を超えていること
・居住用財産の3,000万円の特別控除と同じ適用要件を満たしていること。

[本問の場合]

《設　例》

Ａさん（55歳）は、５年前に父親の相続（単純承認）により取得した自宅（建物とその敷地である甲土地）および月極駐車場（青空駐車場・乙土地）を所有している。父親が45年前に甲土地とともに購入した建物は老朽化が進んでおり、Ａさんは自宅での生活に不便さを感じている。また、所有する月極駐車場では、その一部に空車が続いている。

相続や贈与により取得した財産は元の所有者の取得時期を引き継ぎます。設例により「父親が 45 年前に甲土地とともに購入」と記載がありますので、所有期間 10 年を超えているため、適用されます。

③ 不適切×
乙土地は、青空駐車場として利用している土地で、建物の所有を目的としていないため、借地借家法の対象外となります。

《問 12》建設協力金方式による甲土地と乙土地を一体とした土地の有効活用に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「建設協力金方式は、A さんが X 社から建設資金の一部または全部を借り受けて、X 社の要望に沿った店舗を建設し、その店舗を X 社に賃貸する手法です。借り受けた建設資金は、元本の返済に加え、利子の支払が必要となることがありますが、不動産所得の金額の計算上、返済した元利金は必要経費に算入することができます」

②「建設協力金方式による土地の有効活用において、建設した店舗に係る固定資産税の納税義務は、A さんが負うことになります」

③「A さんが建設した店舗を X 社に賃貸した後、その賃貸期間中に A さんの相続が開始した場合、相続税額の計算上、店舗は貸家として評価され、甲土地と乙土地を一体とした土地は貸宅地として評価されます」

【答え】

① 不適切×

建設協力金方式 (入居予定のテナントに建物の建設費を出してもらう方式)	
概要	建物は土地所有者が建設し、その建物に入居予定のテナントから貸与された保証金等を建設資金の一部または全部に充当して建物を建設する方式。建設完了後、テナントから保証金を差し引いた賃料を受け取ります。

返済した利子は必要経費に算入されますが、元本は必要経費に算入されません。

② 適切〇

建設協力金方式は、土地と建物の名義はどちらも土地所有者となりますので、固定資産税の納付義務は、土地所有者となります。

③ 不適切×

自己所有の土地に自己所有の貸家が建っている場合は、貸家建付地として評価されます。

【第５問】次の設例に基づいて、下記の各問《問 13》~《問 15》に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（71歳）は、父親から相続した先祖代々の土地を活用し、不動産賃貸業（個人事業）を営んでいる。Ａさんの不動産収入は年間4,000万円程度であり、所得税の負担が大きいと感じている。そのため、Ｘ社を設立したうえで、賃貸不動産をＸ社に売却するなど、不動産賃貸業の法人化を検討している。

Ａさんは、現在、妻Ｂさん（67歳）および長男Ｃさん（38歳）と自宅で同居している。長男Ｃさんは、地元の中小企業に勤務する傍ら、Ａさんの不動産賃貸業を手伝っている。二男Ｄさん（36歳）は、県外の企業に勤務しており、実家に戻る予定はない。

Ａさんは、不動産賃貸業を長男Ｃさんに引き継がせたいと思っているが、大半の財産を長男Ｃさんに相続させた場合、長男Ｃさんと二男Ｄさんとの間で争いが生じるのではないかと不安を感じている。

＜Ａさんの推定相続人＞

妻Ｂさん　：　専業主婦。Ａさんと自宅で同居している。
長男Ｃさん　：　会社員。Ａさん夫妻と同居している。
二男Ｄさん　：　会社員。妻と子と一緒にマンション（持家）に住んでいる。

＜Ａさんの主な所有財産（相続税評価額）＞

１．現預金	：	１億6,000万円
２．自宅		
①敷地（200㎡）	：	6,000万円
②建物	：	1,000万円
３．賃貸マンション甲		
①敷地（300㎡）	：	9,000万円
②建物（築30年）	：	2,800万円
４．賃貸マンション乙		
①敷地（400㎡）	：	１億2,000万円
②建物（築25年）	：	3,200万円
合計	：	５億円

※自宅および賃貸マンション甲、乙の土地は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額である。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 不動産賃貸業の法人化に関する次の記述①~③について、適切なものには〇印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「A さんから X 社に移転される不動産賃貸業に係る所得には、法人税が課されることになります。X 社の資本金の額が 1 億円以下であって一定の中小法人に該当する場合は、所得金額のうち年 1,000 万円以下の部分に軽減税率が適用されるなど、法人化によって不動産賃貸業に係る所得に対する税負担が軽減される可能性があります」

②「法人化に際して賃貸マンションの土地や建物を A さんから X 社に譲渡する場合は、A さんの譲渡所得に課される所得税や住民税の金額だけでなく、X 社が支払うことになる土地や建物に係る不動産取得税、登録免許税等の金額についても事前に把握し、検討しておくことをお勧めします」

③「法人化により、A さんだけでなく、長男 C さんが X 社の役員となって役員報酬を得ることで、所得の分散を図ることができます」

【答え】

① 不適切×

資本金1億円以下の中小法人の場合は所得金額800万円までは15%です。
資本金1億円以下の中小法人の場合は所得金額800万円を超える部分に対しては、23.2%の法人税が課されます。

本問では「所得金額年 1,000 万円以下」と説明されていますので、不適切となります。

② 適切〇

本問の通り
譲渡所得に課される所得税や住民税の金額だけでなく、不動産取得税、登録免許税等の金額についても事前に把握する必要があります。

③ 適切〇

本問の通り
所得税+住民税に比べて法人税は低税率となります。
役員報酬はそれぞれ給与所得控除を受けることができるため、所得分散することができます。

《問 14》 現時点(2023 年 9 月 10 日)において、A さんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①~③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、課税遺産総額(相続税の課税価格の合計額−遺産に係る基礎控除額)は 4 億円とし、 問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

（ａ）相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	（ｂ）遺産に係る基礎控除額	（　①　）万円
課税遺産総額（（ａ）－（ｂ））		４億円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Ｂさん	□□□万円
	長男Ｃさん	（　②　）万円
	二男Ｄさん	□□□万円
（ｃ）相続税の総額		（　③　）万円

資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円

【答え】

[遺産にかかる基礎控除額の算出方法]

3,000 万円＋600 万円×法定相続人の数です。

本問の場合には、妻 B さん・長男 C さん・二男 D さんの 3 名です。

3,000 万円＋600 万円×3 人=①4,800 万円

課税遺産総額は、4 億円

[相続人の範囲と順位、法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	**法定相続分**	配偶者	**配偶者なし**
第1順位	子	**1/2で均等分**	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

●法定相続人・法定相続分

・妻Bさん：法定相続分1/2

・長男Cさん：法定相続分1/4

・二男Dさん：法定相続分1/4

[課税遺産総額を法定相続分で分配]
・妻 B さん法定相続分の相続税
→4 億円×1/2=2 億円

・長男 C さん法定相続分の相続税
→4 億円×1/4=1 億円

・長女 D さん法定相続分の相続税
→4 億円×1/4=1 億円

[各人の相続税額]
・妻 B さん
→2 億円×40%−1,700 万円=6,300 万円

・長男 C さん
→1 億円×30%−700 万円=②2,300 万円

・二男 D さん
→1 億円×30%−700 万円=2,300 万円

[相続税の総額]
6,300 万円+2,300 万円+2,300 万円=③10,900 万円

したがって正解は、
①4,800（万円）
②2,300（万円）
③10,900（万円）

《問 15》 A さんの相続等に関する以下の文章の空欄①~④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I「遺言により賃貸マンション等の相続財産の大半を長男 C さんに相続させた場合、二男 D さんの遺留分を侵害する可能性があります。仮に、遺留分を算定するための財産の価額が 5 億円である場合、二男 D さんの遺留分の金額は(①)万円となります」

II「妻 B さんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地の全部について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、当該敷地(相続税評価額:6,000 万円)について、相続税の課税価格に算入すべき価額を(②)万円とすることができます。なお、自宅の敷地について優先して本特例の適用を受けた場合、賃貸マンションの敷地のうち、貸付事業用宅地等として適用を受けることができる面積は所定の算式により調整しなければなりません」

III「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から(③)カ月以内に、A さんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、相続税の申告時において、未分割の財産に対して『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができないというデメリットが生じます。その場合、相続税の申告の際に『申告期限後 (④)年以内の分割見込書』を税務署に提出し、申告期限後(④)年以内に遺産分割協議が成立すれば、それらの特例の適用を受けるため、分割後 4 カ月以内に更正の請求を行うことができます」

〈数値群〉
イ.2 ロ.3 ハ.4 ニ.6 ホ.10 ヘ.12 ト.1,200
チ.3,000 リ.4,800 ヌ.6,000 ル.6,250
ヲ.12,500

【答え】
① ル 6,250
遺留分とは、民法で定められている一定の相続人が最低限相続できる財産のことをいいます。
遺留分の権利者は、配偶者、子、父母です。
法定相続人の第3順位の兄弟姉妹には遺留分はありません。

[遺留分の割合]

遺留分権利者が 直系尊属のみの場合	遺留分権利者が 直系尊属以外の場合
遺留分= 被相続人の財産×1/3	遺留分= 被相続人の財産×1/2

[本問の場合]
●法定相続人/法定相続分
・妻Bさん:法定相続分1/2
・長男Cさん:法定相続分1/4
・二男さん:法定相続分1/4

直系尊属以外の場合に該当するので、遺留分=被相続人の財産×1/2となります。

遺留分の額:5億円×1/2=2.5億円
二男さんの遺留分の額:2.5億円×1/4=6,250万円

② ト 1,200

[小規模宅地の特例の限度面積・減額割合]

区分		限度面積	減額割合
居住用	特定居住用宅地	330㎡	80%
事業用	特定事業用宅地	400㎡	80%
	特定同族会社事業用宅地	400㎡	80%
	貸付事業用宅地	200㎡	50%

[本問の場合]

Ａさんの主な所有財産（相続税評価額）＞

１．現預金	：	１億6,000万円
２．自宅		
①敷地（200㎡）	：	6,000万円
②建物	：	1,000万円
３．賃貸マンション甲		
①敷地（300㎡）	：	9,000万円
②建物（築30年）	：	2,800万円
４．賃貸マンション乙		
①敷地（400㎡）	：	１億2,000万円
②建物（築25年）	：	3,200万円
合計	：	５億円

自宅敷地 200 ㎡は、特定居住用宅地の限度面積 330 ㎡以下となりますので、敷地の全てに 80%の減額がされます。

減額分=6,000 万円×80%=4,800 万円

課税価格に算入すべき価額=6,000 万円−4,800 万円=1,200 万円

③ ホ 10
相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内に行います。

④ ロ 3
「申告期限後3年以内の分割見込書」は、相続税の申告期限までに遺産分割ができなかった場合に提出すべき書類です。

したがって正解は、
① ル 6,250
② ト 1,200
③ ホ 10
④ ロ 3

-終-